

2011年度 インターネット利用上の個人情報保護に関する要項

丹波市立南小学校

第1章 本要項の目的

この要項は、丹波市立南小学校（以下南小学校という）におけるインターネット利用上の個人情報の発信に個人情報保護を保護する観点から、必要な事項を定めるものとする。

第2章 インターネット利用の基本

南小学校においてインターネットを利用するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 児童の情報活用の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図る。
- (3) 児童及び関係者の保護に努める。
- (4) 法令等を遵守するとともに、法令等に記されている権利を行使する。
- (5) 個人的な情報発信や営利目的の利用など本校の教育から逸脱した利用は禁止する。

第3章 個人情報の定義及び保護

- (1) 児童等の個人情報とは、児童個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）をいう。
- (2) インターネットで発信できる児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。
 - ①氏名 原則として使わない。
 - ②意見主張 教育上の効果が認められる場合、発信できる。
 - ③写真 顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。
 - ④その他 住所、電話番号、生年月日、趣味、その他の個人情報は、発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合は、必要に応じて年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は発信しないものとする。
- (3) インターネットによる児童等の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導のもとにするものとする。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を図るものとする。
- (4) 本人もしくは保護者から発信内容について訂正や取り消しを求められた場合は、直ちにそれに応じる。
- (5) 学校が発信したホームページなどについて、個人情報に関わる外部からの問い合わせについては一切応じない。

第4章 教師による指導の徹底

- (1) インターネットを利用する場合、個人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的倫理に留意するとともに児童の情報倫理の涵養を図るものとする。
- (2) 児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信する。
- (3) インターネットの特性を考慮し、有害な情報の取り扱い等の指導を徹底する。

第5章 インターネット利用検討委員会

- (1) 学校長は、インターネットの利用の適正を図るため、インターネット利用検討委員会「情報教育推進委員会」を置くものとする。
- (2) 校内情報教育推進委員会の構成員は、学校長、教頭、情報教育担当者とする。